

再評価を実施する事業の一覧表

○平成22年度 審議対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	区分	備考
	河川、路線、港湾名等	箇所名				
河川事業	仁淀川	仁淀川直轄河川改修事業 (波介川河口導流事業)	国(直轄)	高知県	E	第1回委員会
河川事業	仁淀川	波介川床上浸水対策特別緊急事業	国(直轄)	高知県	E	第1回委員会
河川事業	渡川	渡川総合水系環境整備事業 (四万十川自然再生)	国(直轄)	高知県	B	
河川事業	肱川	肱川総合水系環境整備事業	国(直轄)	愛媛県	E	第1回委員会
砂防事業	吉野川	吉野川水系直轄砂防事業	国(直轄)	徳島県 ・ 高知県	D	
道路事業	32号	一般国道32号 猪ノ鼻道路	国(直轄)	徳島県 ・ 香川県	B	
道路事業	192号	一般国道192号 徳島南環状道路	国(直轄)	徳島県	D	
道路事業	32号	一般国道32号 綾南・綾歌・満濃バイパス	国(直轄)	香川県	D	
道路事業	11号	一般国道11号 小松バイパス	国(直轄)	愛媛県	D	
道路事業	33号	一般国道33号 三坂道路	国(直轄)	愛媛県	D	
道路事業	33号	一般国道33号 松山外環状道路インター線	国(直轄)	愛媛県	B	
道路事業	56号	一般国道56号 松山外環状道路空港線	国(直轄)	愛媛県	E	
道路事業	196号	一般国道196号 今治道路	国(直轄)	愛媛県	B	
道路事業	33号	一般国道33号 越知道路(2工区)	国(直轄)	高知県	D	
道路事業	56号	一般国道56号 片坂バイパス	国(直轄)	高知県	B	
港湾整備事業	三島川之江港	三島川之江港金子地区多目的国際ターミナル整備事業	国(直轄)	愛媛県	B	
港湾整備事業	高知港	高知港三里地区多目的国際ターミナル整備事業	国(直轄)	高知県	D	

河川事業 : 4件  
 砂防事業 : 1件  
 道路事業 : 10件  
 港湾整備事業 : 2件  
 合計 : 17件

区分:(再評価実施要領基準)  
 A: 事業採択後3年間に経過した時点で未着工の事業  
 B: 事業採択後5年間に経過した時点で継続中の事業  
 C: 準備・計画段階で3年間に経過している事業  
 D: 再評価実施後に3年間に経過した時点で継続中または未着工の事業  
 E: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## 事後評価を実施する事業の一覧表

### ○平成22年度 審議対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	区分	備考
	河川、路線、港湾名等	箇所名				
河川	渡川	渡川総合水系環境整備事業 (丸ノ内川環境整備事業)	国(直轄)	高知県	A	
河川	肱川	肱川総合水系環境整備事業 (大洲、矢落川、野村ダム環境整備事業)	国(直轄)	愛媛県	A	
河川	土器川	土器川総合水系環境整備事業	国(直轄)	香川県	A	
道路	11号	一般国道11号 松山東道路 (小坂交差点立体)	国(直轄)	愛媛県	A	
道路	33号	一般国道33号 越知道路	国(直轄)	高知県	A	
港湾整備事業	三島川之江港	三島川之江港村松地区防波堤整備事業	国(直轄)	愛媛県	A	

河川事業 : 3件  
 道路事業 : 2件  
 港湾整備事業 : 1件  
 合計 : 6件

区分:(事後評価実施要領基準)  
 A:事業完了後、一定期間(5年以内)が経過した事業  
 B:審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

### ○平成22年度 報告対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	備考
	河川、路線、港湾名等	箇所名			
河川事業	物部川	物部川直轄河川改修事業	国(直轄)	高知県	物部川河川整備計画 (H22.4.2策定・公表)

河川事業 : 1件